2011.9.26 横路議長宛

国会に置かれる東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する論点

1．既に政府に設置されている事故調査委員会との関係

近々政府事故調査委員会の中間報告書提出が予想されているが、法的に国会に設立された事故調査委員会が改めて同様の調査を行うことになることの当否。報告内容が異なった場合、何らかの調整を行うのか、行うとすればどの様にして調整を行うのか。そのまま並存させるとすれば、法的に設置された国会の事故調査委員会の報告が優先されることになり、重要度の高い事故調査になるが、国会の事故調査委員会の報告がない限り国としての対応が行えないことにならないか。

2．委員長及び委員の任命

当初の構成では両院合同特別調査会が任命に関与（推薦という形で）することとなっていたが効率的でなく、両院別々の既存の委員会等の審査機関を活用することになると、人選に関与するのは両院の議院運営委員会ということになるのか。その際、推薦母体を各会派に割振ることになるのか。そうだとすると、また、国会の事故調査委員会の活動の規制は規程等事前の形式的規制に止まるのか否かによっては、国会の事故調査委員会の独立性と中立性が担保されるのか。

3．調査委員会の活動

国会議員を構成員としない事故調査委員会に、資料提出要求に国会議員の活動を十分ならしめるため制度化されているものを利用させることの問題はないのか。また、議院内閣制の下で内閣声明を求めることで決着を図っているが、これと意味を異にする地方公共団体に類推拡大することの当否。

4．事務局の体制

国会職員はどの程度関与するのか。調査と運営、予算と人事管理といった庶務等、人的にも物的にも十分な調査を行える体制整備が必要であるが、どの様に担保するのか。

事故調査委員会の発足についての想定スケジュール

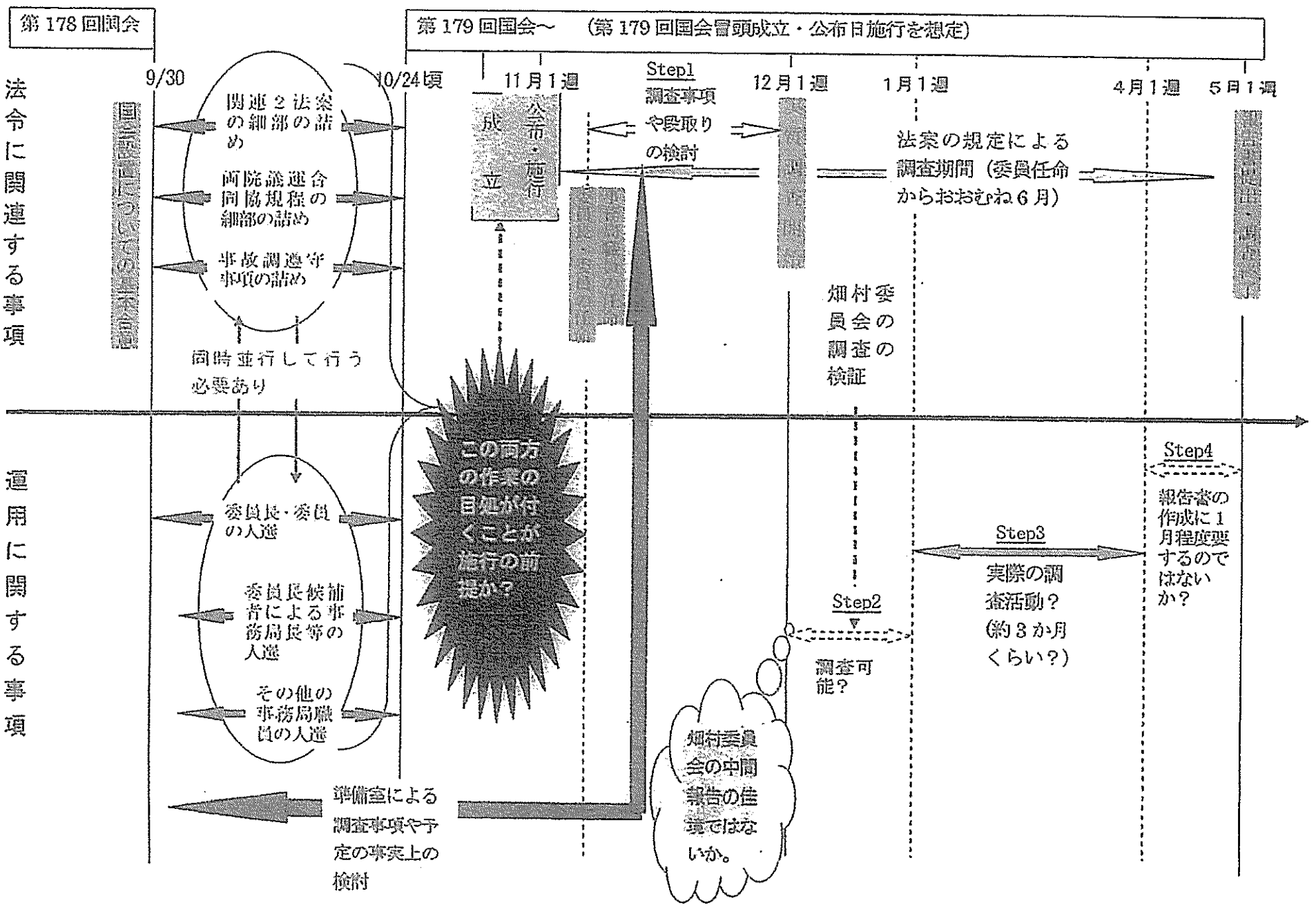

平成24年2月2日

衆議院議長
横路　孝弘　殿

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会
委員長　黒川　清

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長として、本日、別添の「原子力組織改革法案等の閣議決定に関する国会事故調委員長声明」を発表いたしますので、お届けいたします。ご高配のほど、宜しくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局
電話: 03-3581-2231
Fax: 03-3581-2188

2012年2月2日

原子力組織改革法案等の閣議決定に関する
国会事故調委員長声明

政府は、去る1月31日、原子力組織改革法案及び原子力安全調査委員会設置法案を閣議決定しました。

私が委員長を務める東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）は、法律に基づき、国会に設置された委員会です。その法律によれば、本委員会は、今般の事故を踏まえた「行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うこと」を任務の一つとしております。

本委員会がかかる役割を担い、昨年12月から調査を行っている最中であるにもかかわらず、政府が「組織の在り方」を定めた法案を決定したことは、私には理解できません。

政府の決定の見直し及び国会における責任ある対応を求めます。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

委員長　黒　川　　清

事故調HP
掲載

国会
事故調

NAIIC

2012年2月2日

原子力組織改革法案等の閣議決定に関する
国会事故調委員長声明

政府は、去る1月31日、原子力組織改革法案及び原子力安全調査委員会設置法案を閣議決定しました。

私が委員長を務める東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)は、法律に基づき、国会に設置された委員会です。その法律によれば、本委員会は、今般の事故を踏まえた「行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うことを任務の一つとしております。

本委員会がかかる役割を担い、昨年12月から調査を行っている最中であるにもかかわらず、政府が「組織の在り方」 を定めた法案を決定したことは、私には理解できません。

政府の決定の見直し及び国会における責任ある対応を求めます。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

委員長　黒川 清

国会事故調委員長声明の配布先：
内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
全衆議院議員
全参議院議員

2/8 黒川委員長と
面談の際のメモ

- 今回の運営規程制定や参与任命を契機に、「国会事故調」において、本格的な調査が進められることを期待。
- 国会事故調は、その公正中立性と専門性を担保しつつ、福島原発事故の調査やこれまでの原子力行政のあり方について、充実した提言を行うために設置。

  このため、国会議員の側から党派的・政治的な影響を与えないよう、特に申し合わせを行った。「接触報告書」の提出・公開によっても、担保されている。
- 同時に、国会事故調についても、「いささかも政治的中立性に欠けるとの疑念を持たれることのないよう留意すること」と申し合わせ。
- 調査以外の事務(規程制定、参与任命、先般の委員長声明等)については、「国会事故調」も国会の付属機関として、議運メンバーや事務局、法制局と連携を密にして、遺漏のないようにしていただきたい。